

第9回みえ県民意識調査業務企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

(1) 業務名

第9回みえ県民意識調査業務

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書による

(3) 委託期間

契約日から令和2年2月14日（金）

(4) 契約上限額

4,975,000円

2 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とします。

- ①当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ③三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ④三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑤暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 企画提案者の参加申込み

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式1）
- ②添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書 写し可）

(2) 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部企画課

(3) 提出期限 令和元年10月2日（水）

(4) 提出方法

上記(2)の提出場所に、上記(1)の書類を各1部提出すること。
(郵送可。ただし、提出期限厳守とし、到着を確認すること。)

(5) その他

参加申込者は、下記4(1)①提出期限までに企画提案書類を提出してください(参加申込みに対する受理通知等はいりません)。

参加申込者は、企画提案書類を提出しないことにより辞退することができます。この場合、辞退したことを理由として、他の契約等で参加申込者が不利益となる扱いを受けることはありません。

4 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案書類の提出

- ①提出期限 令和元年10月9日(水)
- ②提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部企画課
- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付
(メール又はファクシミリでの提出はお受けできません。)
- ④受理の確認 企画提案書類を郵送等で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

(2) 企画提案書類の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書類について、別に設置する「県民意識調査業務企画提案コンペ選定委員会」において書類審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

5 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書 9部

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上。
表紙を含め20ページ以内(長辺側を綴じてください)。

■記載内容

企画提案書に記載された内容を基に、三重県と協議のうえ、委託契約を締結します。企画提案書には、実際に履行可能な内容をできる限り具体的に記載してください。

①実施体制

ア 組織図、業務実施体制など

イ 同様の事業についての実績の有無及びその内容、事業を遂行するための技術やノウハウ

※実績の内容を記載するにあたっては、委託者名、事業名、事業実施年月、標本数、有効回答率等を記載してください（実績として記載した事業を履行したことを確認できる書類（履行確認書の写しや履行証明書等）を別葉で1部添付してください。この添付書類は提案書のページ数（20ページ以内）に含みません。）。

②事業内容

ア 業務実施の基本方針

イ インターネットによる回答方法

※記載にあたっては、対応端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等）、アクセス方法、重複回答を防ぐ方法、その他回答者の利便性や回答率を向上するための工夫（例えば、入力方法や回答の一時保存機能等）を記載してください。

ウ その他、上記以外に有効回答率を高めるための工夫のほか、調査実施や集計等について有効な提案や専門性を生かした独自の提案等があれば記載してください。

③進行管理の体制

業務の円滑な進行管理ができる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて提案してください。

(2) 契約実績証明書（別紙様式2） 1部

(3) 見積書 9部（コピー可。ただし、原本1部要。）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

6 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、企画提案書類を総合的に評価して選定します。

(1) 目的との合致

委託業務の目的や趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

(2) 専門性

委託業務を行うにあたって必要な知識を有しているか。

専門的な見地からなされた企画となっているか。

(3) 企画性

事業者の特性を生かした独自の発想による企画内容になっているか。

業務の実施に対する独自の工夫がみられるか。

(4) 計画性

実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切であるか。

(5) 実績

幸福実感度など県民意識調査にかかる類似業務の実績・経験があり、本委託業務の遂行に生かすことが期待できるか。

(6) 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

7 委託契約締結

(1) 最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

(2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

※三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

※契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼおなじくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出することとします。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法

人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 三重県に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和元年9月30日(月) 17時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由。ただし規格はA4版)にて行うものとし、12項記載の担当課・連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、お名前、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務に係る条件や応募手続等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

質問者には、電子メール・電話のいずれかにより回答させていただくとともに、三重県ホームページにて回答を掲載します。

11 その他

(1) その他特記事項

- ① 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ② 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- ③ 企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- ④ 本業務により収集した住所、お名前、連絡先等の個人情報、本業務に

のみ使用します。また、三重県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表はいたしません。また、提出された提案書等は返還しません。

- ⑤ 提出された提案書は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- ⑥ その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

(2) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたっては、三重県ホームページ（下記参照）に掲載している過去のみえ県民意識調査を参考にしてください。

<三重県ホームページ>

<http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/mieishiki/>

1 2 担当課・連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町1 3 番地

三重県戦略企画部企画課企画班 三浪、川上

電話：059-224-2025

ファクシミリ：059-224-2069

Eメール：kikakuk@pref.mie.lg.jp